

# 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置に係る苦情処理手続要領

制定 平成31年4月1日  
改正 令和2年12月25日  
経済産業省大臣官房会計課長

## (対象となる措置)

第1条 本手続による苦情処理の対象となる措置は、経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15年2月1日付け平成15・01・29会課第1号。以下「措置要領」という。）の規定による補助金交付等停止及び指名停止（期間の変更を含む。以下単に「補助金交付停止等」という。）とする。

## (期間の計算)

第2条 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従う。

2 期間の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（第5条第1項及び第11条第1項において「休日」という。）に当たるときは、期間はその翌日に満了する。

## (補助金交付停止等の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第3条 大臣官房会計課長は、措置要領第4条第1項の規定による通知において、補助金交付停止等の理由を明らかにするとともに、当該措置について苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

## (苦情申立て)

第4条 補助金交付停止等の措置を受けた者は、当該措置について、書面（次項及び第8条において「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申立者の商号又は名称並びに住所
- 二 申立てに係る措置
- 三 申立ての趣旨及び理由
- 四 申立ての年月日

3 苦情申立ては、補助金交付停止等の期間内に行うものとする。

(苦情申立てに対する回答)

第5条 大臣官房会計課長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期限を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第6条 大臣官房会計課長は、第4条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第7条 大臣官房会計課長は、第5条第1項の規定による回答又は第6条の規定による却下をする場合には、第5条第1項又は第6条の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第8条 大臣官房会計課長は、第5条第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を自ら又は他の者に命じて、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧（インターネットによる閲覧を含む。）に供する方法により速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第9条 第5条第1項の規定による回答又は第6条の規定による却下に不服がある者は、書面により、大臣官房会計課長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、補助金交付停止等の期間内（第5条第1項の規定による回答の翌日から当該補助金交付停止等の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内）に行うものとする。

(経済産業省契約等評価監視委員会に対する審議依頼)

第10条 大臣官房会計課長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに経済産業省契約等評価監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第11条 大臣官房会計課長は、再苦情申立てを行った者に対し、委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由
- 二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い大臣官房会計課長が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第12条 大臣官房会計課長は、第9条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第13条 大臣官房会計課長は、第11条第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を自ら又は他の者に命じて、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧（インターネットによる閲覧を含む。）に供する方法により速やかに公表するものとする。

(電磁的記録による作成及び電磁的方法による提出)

第14条 この要領の規定により作成することとされている書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。本項及び次項において同じ。）については、当該書面等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。本項及び次項において同じ。）の作成をもって、当該書面等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書面等とみなす。

2 この要領の規定による書面等の提出については、当該書面等が電磁的記録で作成されている場合には電磁的方法（経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下本項において同じ。）と申立者又は再苦情申立者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。）をもって行うことができる。

附則（平成31年4月1日、20190327官房第5号）

この要領は、平成31年4月1日以降に行う補助金交付停止等から適用する。

附則（令和2年12月25日、20201225官房第3号）

この要領は、令和3年1月1日から施行する。